

**改正理由、改正内容及び改正箇所について**  
(令和7年3月25日改正関係)

- (1) 令和6年12月24日付け「経営事項審査の事務の取扱いについて」の内容等を踏まえ、以下の改正を行いました。
- ア 雇用条件の確認について、事務所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書若しくは所属企業の雇用証明書又は有効期限前の健康保険証により行うことと改正したほか、手引で示す書類の名称について記載を統一しました（経営事項審査申請の手引10頁、20頁、70頁）。
  - イ 税務署に提出した申告書の写しの取扱いについて、令和7年1月以降に税務署に提出した申告書の写しには、税務署の受付印は不要とし、電子申請の場合についても「受信通知」画面を印刷した書面は不要とすることと改正しました（手引9頁）。
  - ウ ISOの登録状況の加点要件の明確化について、令和7年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査からは、以下のとおり取り扱うことを追記しました（経営事項審査申請の手引15頁、35頁及び経営事項審査に関するQ&A中QA45）。
    - (ア) 「認証範囲に建設業が含まれていること」とは、「申請者が保有する建設業許可業種のいずれかが含まれていること」を意味すること。
    - (イ) 従たる営業所における「認証範囲に建設業が含まれていること」とは、「従たる営業所において「営業しようとする建設業」として申請・許可された建設業種のいずれかが含まれていること」を意味すること。
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）及び建設業法施行令及び国立大学法人施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）の一部が令和6年12月13日から施行され、手引で引用している建設業法及び建設業法施行令の規定の条の番号にずれが生じたことから、所要の改正を行いました（経営事項審査申請の手引21頁、22頁、57頁、60頁）。